

第2次 東郷町教育大綱

令和3年3月改訂

東郷町

第2次 東郷町教育大綱

1 教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

2 大綱の考え方について

東郷町教育大綱は、本町の教育行政の目標と基本方針を定めたもので、策定に当たっては、本町の最上位計画の第6次東郷町総合計画と整合性を図っています。

大綱は、町総合計画で定める基本目標と基本方針からなる「基本大綱」と、その中で、特に重点的に取り組む目標「重点大綱」で構成しています。

3 大綱の期間

第6次東郷町総合計画の計画期間である令和3年度から令和12年度までを本大綱の期間とします。

なお、この期間内であっても、必要に応じて見直すことがあります。



4 教育大綱

(I) 基本大綱

教育大綱のうち「基本大綱」は、総合計画の基本目標2「子どもがのびのび育つまち」を中心に、その他教育に関する基本目標とします。

総合計画の将来都市像

人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち

基本施策 **健康づくりを推進する**

個別施策 ①食育の推進

基本施策 **運動・スポーツを推進する**

個別施策 ①運動・スポーツの習慣化

個別施策 ②指導者の育成

個別施策 ③参加しやすい環境づくり

基本目標2 子どもがのびのび育つまち

基本施策 **健やかな子どもを育てる**

個別施策 ①地域と連携した学校づくり

個別施策 ②教育環境の充実

個別施策 ③いじめ・不登校対策

個別施策 ④青少年の健全育成

基本施策 **生涯を通じた学びを推進する**

個別施策 ①生涯学習の充実

個別施策 ②地域で活躍できる環境づくり

個別施策 ③こころの豊かさを育てる機会の充実

基本施策 **地域文化を大切にする**

個別施策 ①文化財保護意識の高揚

個別施策 ②地域文化の継承

個別施策 ③文化団体の活動促進

基本施策 **多文化の人々が共生できる社会を**

個別施策 ①多文化共生の推進

個別施策 ②国際交流・国際理解教育の推進

(2) 重点大綱

重点大綱では、基本大綱の中でも、今後、重点的に取り組むべき目標と方策を掲げています。

〈目標の設定にあたって〉

子どもたち一人一人は、これからの未来を支えるかけがえのない宝です。その子どもたちが、夢や希望を抱き、それを実現できるように支えることが、本町における教育の役割です。

そのため、楽しい学校生活を送り、児童生徒一人一人が、個々の可能性を最大限引き出せるよう教育環境を整え、未来の創り手となるための生きる力を育みます。

目標Ⅰ 学力の向上を目指します。

グローバル化や情報化が劇的に進展するにつれ、ますます、個々の知識・能力を高め、発揮することが重要になっています。東郷町立小中学校から巣立つ児童生徒一人一人が、このような時代において活躍できるように基礎学力の向上を目指します。

❖方策Ⅰ 児童生徒一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育

I C T環境の実現を目指します。

❖方策Ⅱ 主体的・対話的で深い学びを実現し、生きる力を育みます。

❖方策Ⅲ オンラインによる海外交流を展開し、英語とふれあう機会を増やします。

目標2 安心して学べる教育環境を確保します。

児童生徒一人一人が学習に安心して取り組めるようにするためには、学校施設の安全が確保されなければなりません。学校施設の老朽化に対して、計画的に改修を進めます。

また、国・県による教育制度の改革等にも、柔軟に、迅速に対応します。

- ❖方策1 少人数学級・少人数指導など、きめ細かな指導体制を計画的に整備します。
- ❖方策2 学校施設・学校教材の計画的な充実を図ります。
- ❖方策3 教員の研修機会を充実し、教員の資質向上を目指します。
- ❖方策4 教員の働き方改革を推進します。